

教委校（全）第68号
平成29年2月3日

各 校 園 長 様

教 育 長

卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について（通知）

卒業式及び入学式については、学習指導要領の儀式的行事のねらいに沿って適切に実施するものである。

国旗掲揚・国歌斉唱は、児童生徒に国際社会に生きる日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、すべての国の国旗及び国歌を尊重する態度を育てる観点から学習指導要領に規定されており、卒業式や入学式などにおいて取り組むべきものである。

卒業式及び入学式を実施するにあたり、学習指導要領及び「大阪市の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」（以下『市条例』という）の趣旨を踏まえ、次に示した点に留意し、国旗の掲揚、国歌の斉唱を適切に実施されたい。

また、郷土を愛する心を育てるという観点から、大阪市旗の掲揚、市歌の斉唱の実施を進められたい。

記

- 1 これまでも「音楽の授業等における国歌斉唱の指導を進める」「卒業式及び入学式においては、ピアノまたは吹奏楽による伴奏で、しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」「式典においては、壇上正面に国旗を掲揚するなど、国旗を尊重する態度を育てる」等について、各校園に通知してきたところであり、本年度の卒業式及び次年度の入学式においても適切に実施すること。
- 2 児童生徒に国旗・国歌を尊重する態度を育てる立場にある教員が、学習指導要領に基づき国歌を歌えるよう指導するとともに、自らも起立して国歌を斉唱することが、教育の効果を高める大切な事項であることを教員に周知すること。
- 3 市条例第4条は、市立学校の行事において行われる国歌の斉唱について教職員が起立により斉唱を行うことを規定したものであり、行事において行われる国歌斉唱の際に起立しないことは、市条例に反する行為となる。卒業式及び入学式等における国歌斉唱にあたっては、式場内のすべての教職員は起立して斉唱するよう校園長より職務命令を行うこと。